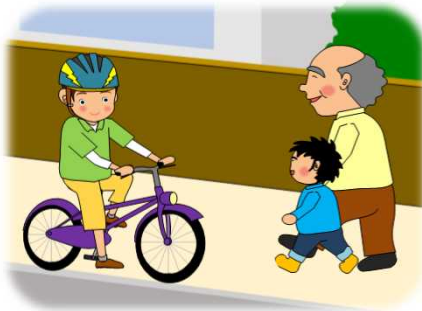


# 自転車安全利用五則



1 車道が原則、左側を通行

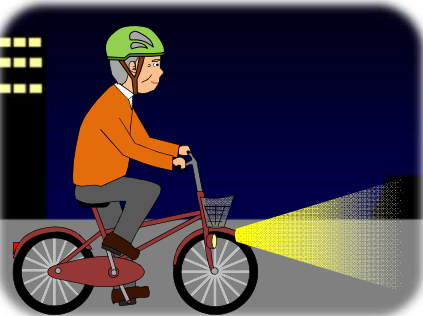
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライト点灯



4 飲酒運転禁止



5 ヘルメット着用



## こんな乗り方は **危険** です!!

二人乗り



並進



スマホ  
携帯電話の使用



ヘッドホン  
イヤホンの使用



傘差し運転



視野を妨げたり、安定を失うおそれがある乗り方をしたり、周りの音や声がよく聞こえないような状態で乗ってはいけません!

### 「自転車運転者講習」を受けなければならないことがあります。

信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為(自転車危険行為)を3年以内に2回以上繰り返して検挙された14歳以上の自転車の運転者には「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。



# 自転車事故の実態と備え

実態

加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。

## ◆◆◆自転車での加害事故例◆◆◆

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。



損害賠償 **9,521万円**

昼間、男子高校生が交差点のかなり手前から車道を斜めに横断して自転車横断帯に入り、自転車で対向車線を直進してきた会社員(24歳)と衝突。会社員に言語機能喪失等の障害が残った。



損害賠償 **9,266万円**

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず交差点に侵入し、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。



損害賠償 **6,779万円**

備え

自転車事故による損害賠償責任やご自身のケガには「保険」で備えることができます。

## 個人賠償責任保険等

- 損害保険会社等が取り扱っている自転車向けの保険、いわゆる「自転車保険」のほか、自動車保険や火災保険、傷害保険の特約としてセットされたもの、クレジットカードに自動付帯されたものなどがあります。
- 「自転車保険」には、インターネットやコンビニエンスストアで簡単な手続きで加入できるものもあります。
- 自動車保険などに加入している場合は、自転車事故にも対応できるか、特約の有無や補償内容を確認しましょう。また、自分の保険(特約)が満期時に自動継続されるかどうかも確かめ、忘れずに更新しましょう。

## TSマークの付帯保険

自転車安全整備店で点検整備(有料)を受けた自転車に貼られる「TSマーク」に付帯されるもので、有効期間は1年間です。